

# 神崎町老人クラブ連合会々則

- 第1条 本会の目的は、各単位クラブの連絡を保ち、相互の親睦を図ると共に、クラブ活動の発展を助け、対外クラブ等との折衝にあたる。
- 第2条 本会の会員は、神崎町単位クラブの会員を以って組織する。
- 第3条 本会の事務所は、社会福祉協議会に置く。
- 第4条 本会に役員として、会長1名、副会長1名、会計1名、監事2名及び幹事若干名、顧問若干名を置く。
- 第5条 本会の役員は、会員の互選とし、任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。なお、顧問には、町長、前町長、前会長及び役員会で合意を得た特別功労者をあてる。
- 第6条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理となる。会計は本会の経理を担当する。
- 第7条 本会の経費は、単位クラブの負担金、その他寄付金及び助成金をもって支弁する。
- 第8条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 第9条 その他会則に定めないことは、県、郡等の規則に準じ処理することとし、必要に応じ役員会において決する。

## 附 則

- この会則は昭和49年4月1日より施行する。  
この会則は昭和63年4月14日から施行する。  
この会則は平成18年4月14日から施行する。